

# 長崎県立大学の競争的研究費等の管理・運営に関する基本方針

平成20年4月1日

一部改正 平成27年4月1日

一部改正 令和2年2月4日

一部改正 令和6年3月6日

## (目的)

第1 この基本方針は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等の使用に関し、法令その他本学の定める規則等を徹底及び遵守するとともに、職員等の意識の向上及び責任ある競争的研究費等の管理・運営体制の整備・充実を図ることを目的とする。

## (定義)

第2 この基本方針において、競争的研究費等とは国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費、寄附金、共同研究費、受託研究費、受託事業費及び学内研究費など本学において管理する全ての公的研究費をいう。

## (責任体系)

第3 本学は、組織として競争的研究費等を適正に管理・運営する責任体制をとるものとし、責任者を置き、次のとおりその責任と権限を定める。

(1) 大学全体を統括し、競争的研究費等の管理・運営について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的研究費等の管理・運営が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の管理・運営について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究担当副学長をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施・確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

また、コンプライアンス教育や啓発活動の具体的な計画を策定・実施することで構成員の意識の向上と浸透を促し、不正を防止する風土を形成する。

(3) 大学内の各部局等における競争的研究費等の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長、各専攻長、各研究科長、大学事務局長及びシーボルト校事務局長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督する部局等における対策を実施・確認し、状況を統括管理責任者に報告する。

また、部局内の構成員に対し、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施するとともに構成員が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(ルールの特明確化等)

第4 本学は、競争的研究費等に係る事務処理手続きについて、常に検証を行い、ルールの明確化、統一化を図るとともに、職員等に対し、周知徹底を図る。

2 競争的研究費等の事務処理手続きに関する大学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

(職務権限の特明確化)

第5 競争的研究費等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築する。

(競争的研究費等の管理)

第6 競争的研究費等は、公的資金で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正な管理を行う。

(競争的研究費等の機関管理の特徹底)

第7 研究者個人の発意で提案され採択された競争的研究費等であっても、本学の規則等に則り競争的研究費等の機関管理を徹底し、適正な管理を行う。

(事務職員の特責務等)

第8 事務職員は、専門的能力をもって競争的研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

2 本学は、事務職員の特専門的能力の向上を図るため、研修等を実施する。

(調査等の実施)

第9 学内外からの不正使用の申立て、情報の提供及び内部監査等により、競争的研究費等の不正使用に係る調査が必要と認められた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行う。

2 競争的研究費等の不正使用に係る調査の仕組みを整備する。

(不正防止計画の特策定)

第10 統括管理責任者は、競争的研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の特策定を行う。

(競争的研究費等の適正管理)

第11 競争的研究費等の適正な管理・運営を図るため、第10で策定した不正防止計画を最高管理責任者自らが率先して推進し、着実に実施することにより、適正な競争的研究費等の使用に努める。

(不正使用通報窓口の特設置)

第12 競争的研究費等の不正使用に関する大学内外からの申立てを受け付ける不正使用通報窓口を設置する。

2 不正使用通報窓口の運営にあたっては、申立者を保護する方策を講じる。

(監査体制の充実)

第13 最高管理責任者の下に内部監査部門を置く。

2 内部監査部門は、監事及び会計監査人との連携を図り、実効性のある監査を実施する。

附 則

この基本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月4日教育研究評議会協議）

この基本方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。